

明治維新と地方民会

実施日 2021年12月2日(木) 13:30~15:40

会場 生涯学習推進センター

参加者 36名(会員29, クラブ外7)

講師 明治大学名誉教授 渡辺隆喜先生

(講義の概要)

「はじめに」

明治維新时期とは、開国(嘉永6=1853年)から戊辰戦争(慶応4=明治元年)をはさんだ25年間をいう。この期間の特色を、地方議会(当時地方民会という)の成立をとおして検討するのが今回の課題である

1 開国史の視点

府県統治中心の明治国家確立過程=国家統一化=近代化つまり西欧化、資本主義化の過程、かつての被支配層=農工商の市民化の過程、彼らの封建的束縛からの開放、自由化、政治的発言の保証(議会)の必要性つまり年貢からの開放と議会の自立が主題。

2 地方民会成立の端緒

議事者(現在の議員)の資料上の初見

慶応4年6月2日 京都府布達 「議事者三人」…「一人は年寄り、二人は町内惣代」
「これは入札」(選挙)

議事者名称の変化

明治元年~4年ごろの呼称は、評議員、議政官、会議官、公儀人、議役、議民であったが、民権思想の浸透により明治5~6年から「議員」が多くなった。

3 地方議会の開設状況

明治8年6月時点、地方官会議における木戸孝允議長の発言によれば、府県内会議を開く府県48%、未開設府県は31%、県区両会の開設県(13)(熊谷県、埼玉県、千葉県、茨城県)などであった。

議長木戸の方針

板垣ら急進論に対し、公選尚早、君主独裁を支持、神田孝平兵庫県令は英国流議会論を主張し弾圧された。

会議の結果 地方官60人中、39対21で公選民会否決となり、木戸の立場と合致した。

3 入間熊谷県会と埼玉県(所沢地域)

- 明治6年1月 「公選議員徴集の建議」吉田市十郎 岩鼻県会議長
 5月 入間県「集会局仮規則」公布
 県会 (=大区会)、正副区戸長議員、百姓代 = 立会人 (議員化)
 6月 熊谷県設置 (入間県+群馬県)
 7年 ? 熊谷県会~議者+区戸長
 2月 熊谷県会統合化~南 (入間県) +北 (群馬県) 対立
 4月 分裂県会 河瀬県令栄転問題
 6~8月頃

県会の状況…「議論多くは公道にして理を尽くせり、よって遂に民権強く成りて、県官これを抑制する能わず、官の行う所は議者区長などの再議を得ざれば施行する能わず」

「議者区長などあまり自由・唱えるに依る」

- 8月21日 楯取県令就任初県会…旧入間県側、官僚的、保守派として反発
 8年4月 県会年4回に減少…行政主導化へ
 9年 地租改正多忙を理由に県会開かず
 8.21 熊谷南部 (旧入間県)、埼玉県と合併
 8月 公選県会案上申
 10年5月 埼玉県「村町会仮規則」

4 地方議会と地租改正…明治9 (1876) 年中心

明治6年7月地租改正条例公布…従来領主におさめていた年貢を新政府に納付することを基本理念とし、新地租を地下の100分の3として全国的に統一した。

明治政府は、歳入のほとんどを地租に依存した。地租をめぐって全国各地の民会の討論が行われ、民権運動の源流となった。

「終わりに」

江戸時代以来の自治的話し合いの伝統の上に、外国議員制も影響して、地租改正を契機として、特に豪農中心に、公選民会派が形成された。政府主導のもと形式的性格を残しつつ、近代会議性が成立、地租 (国税) を目指す政府と民権派が対決する。在地民権路線の登場であった。

(受講後の感想)

いつものことですが、先生は、講義中一度も腰を掛けることなく、休憩時間も惜しむかのように語られ、ご自身のライフワークに対する限りない情熱に、参加者一同深い感銘を受け帰路に着きました。

担当 ; Bグループ 三島、大野、芦沢、戸田、粕谷、池田、稲村、佐野